

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

「原発なくそう! 九州玄海訴訟」

原告団・弁護団

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123

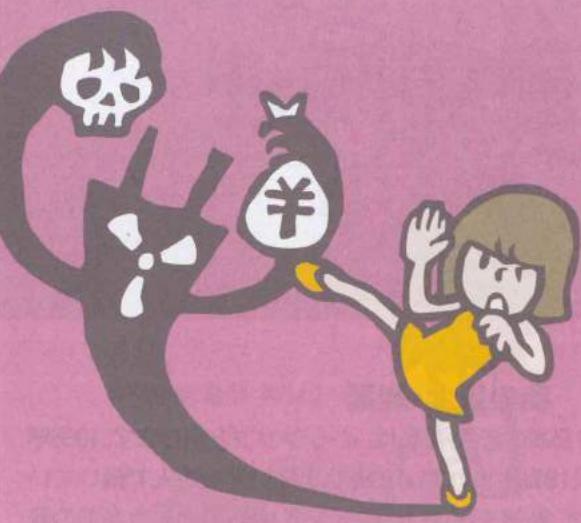
2015.Nov
Vol.14



第14回 口頭弁論を終えて

原発なくそう! 九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

政府は、今年6月12日、空間線量率での年間積算線量が20mSv/h以下の地域は、避難指示を解除できるようにするとの閣議決定を行いました。事故前の放射線量に戻すのではなく、逆に基準を大幅に引き上げて幕引きを図ろうとしています。法律に基づか



いこうした政策を許していると、今後原発事故問題を安上がりに解決する仕組みが出来上がり、この基準が全国化・全世界化しかねません。被害を小さく見せる者は、被害を繰り返します。

去る10月16日、この政府の決定に抗議し、生業訴訟原告団・弁護団が、福島県庁で「福島県は国に抗議せよ」との要請行動を行いました。当初、福島県は政府に盲従する姿勢でしたが、私たちの激しい抗議の末、「国への対応を検討する」との回答をするに至りました。

この行動には玄海・川内訴訟の原告団・弁護団も参加しました。すべての原発差止裁判、すべての損害賠償裁判が手をつなげば、私たちは原発被害を繰り返そうとする勢力と闘うことができます。さらに財界・政界、全国の被害自治体と手をつなげば、一歩ずつ着実に脱原発に向けて歩んでいくことができます。いよいよ原告が一人を突破します。原発廃炉に向けて、全ての人たちと手を結んで闘いを展開しましょう。

14回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



1 被告九州電力が、①地震・津波の主張を裏付ける証拠を提出し、②準備書面11(新規制基準の制定経緯及び従来の基準にプラスされた部分の内容の説明)を提出しました。②について、裁判官から、新規制基準の合理性について主張するように言われていたのですが、合理性の主張とは言えません。九州電力は3・4号機についての主張は終わりである旨言明しました。

2 私たちは、1を受けて、次回、①地震・津波の関係でも玄海原発は危険であることの総括的準備書面を提出することになります。また、危険性がどれだけ多岐にわたって存在することの概括的準備書面を準備する予定です。

3 韓国釜山のコリ原発の近くに居住するイ・ジンソブさんが意見陳述しました。イさんは、家族が病気に罹患したのは同原発の通常運転が原因として訴訟を提起し、奥さんの甲状腺がんについて原発との因果関係を認めるという画期的な地裁判決を勝ち取りました。

口頭弁論を終えて、ここがポイント 1

原告団交流ひろば 5

目次 意見陳述(イ・ジンソブ氏) 2

特集～全国の原発をめぐる裁判 6

長谷川照の団長コラム 4

梅田裁判 7

傍聴記、おしらせ 8

意見陳述

原告 イ・ジンソプ
李眞燮(이진섭)



1 私の身上・経歴 (나의 신상 및 경력)

(1)日本の皆さん、私は、イ・ジンソプと申します。1966年5月18日生まれで、49歳で、現在、NPO法人で働いています。私達夫婦には、「キュンド」(均道)という名前の発達障害の息子がいます。「キュンド」とは、「正しい道を歩もう」という意味です。

日本の 여러분、 저는 이진섭이라고 합니다. 1966년 5월 18일 생입니다. 49살이며 현재 NPO법인에서 일하고 있습니다. 우리 부부에게는 균도(均道)라는 이름의 발달장애를 가진 아들이 있습니다. '균도'라는 이름은 '바른 길을 걷자'라는 뜻입니다.

(2)私の家族は、プサン市のキジャン郡にあるコリ原発周辺に住んでいます。息子のキュンドはコリ原発から3kmほどのところで生まれました。コリ原発では原子炉6機が稼働中で、2機は完成間近です。また2機が計画中で、合わせると10機の原子炉を抱え、「メガサイト」と呼ばれています。

우리 가족은 부산시 기장군에 있는 고리원전 주변에 살고 있습니다. 아들 균도는 고리원전에서 3km 인근에서 태어났습니다. 고리원전에서는 원자로가 6기 가동 중이며, 2기의 완공도 멀지 않습니다. 또 2기가 계획 중이어서 총 10기의 원자로를 가지고 있는 메가사이트라고 불리는 지역입니다.

(3)キジャン郡はプサン市内のどこよりもクリーンな環境を誇っている所で、工場もなく公害設備もありません。しかし、なぜか平均寿命はプサン市民より短いのです。そして、2011年、私は直腸癌の手術を受けました。翌年の2012年には妻が甲状腺がんの手術を受けました。さらには、私たちの息子は発達障害をもって生まれたのです。私は、コリ原発に疑いを抱きました。

기장군은 부산시 내의 어느 지역보다 깨끗한 환경을 자랑하는 곳이며 공장도 없고 공해설비도 없습니다. 그러나 왜 그런지 모르지만 평균수명은 부산시민보다 낮은 지역입니다. 그리고 저는 2011년 직장암 수술을 받았습니다. 다음해인 2012년 아내가 갑상선암 수술을 받았습니다. 게다가 우리 아들은 발달장애를 지니고

태어났습니다. 저는 고리 원전에 대해 의심을 품게 되었습니다.

2 私の訴訟 (나의 소송)

(1)日本の原発のことは私にはよく分かりませんが、韓国の原発を管理する韓国水力原子力株式会社は数年間にわたり不良な部品問題をすべて隠蔽し、不条理が蔓延している企業としてマスコミに取り上げられました。私の家族は、私の家族の不幸な出来事に対して「それはあくまでもあなたの家系の問題だ、原発は安全に運営されている」という安全神話に疑問を投げかける訴訟を、韓国で初めて起こしました。訴訟は27ヶ月かかりました。その間、会社は一貫して、「分からない。安全だ。わが社の非はない」といい続けました。

일본 원전에 대해서 저는 잘 모릅니다만, 한국의 원전을 관리하는 한국 수력원자력주식회사는 몇 년 동안에 걸쳐서 불량한 부품 문제를 모두 은폐하여 부조리가 만연한 기업으로 언론에 소개되고 있습니다. 우리 가족은, 우리 가족에게 생긴 불행에 대해서 “그것은 어디까지나 당신의 가족력에 관한 문제이다. 원전은 안전하게 운영되어 있다”라는 이른바 안전신화에 의문을 제기하는 소송을 한국 내에서 처음으로 일으켰습니다. 소송은 27개월 걸렸습니다. 그 동안 회사는 시종일관 “모르겠다. 안전하다. 우리는 잘못이 없다”라는 주장만 되풀이하였습니다.

(2)しかし、2014年10月13日、プサン地方法院東部支院は、妻の甲状腺がんについて、政府のさせた健康調査の結果、甲状腺ガンの発生とコリ原発から放出される放射性物質との疫学的関係が明らかになったことを理由に、コリ原発から放出される放射性物質との因果関係を認める判決を下しました。コリ原発から放出された放射性物質は、いずれも、原発を運転するための基準値を遥かに下回ると国や会社が主張しているものでしたが、原発を運転するための「最低の基準は住民の安全基準とは異なる」、通常稼働時でも住民に被害が生じ得る、ということを明らかにした画期的判決でした。

그러나 2014년 10월 13일, 부산 동부지원은 아내의

갑상선암에 대해서 정부가 시킨 건강조사 결과, 갑상선암의 발생과 고리 원전에서 방출되는 방사성 물질과의 역학적인 관계가 밝혀졌다는 이유으로 고리 원전에서 방출된 방사성 물질과의 인과관계를 인정하는 판결을 내렸습니다. 고리 원전에서 방출된 방사성 물질은 모두 원전을 운전하기 위한 기준치를 훨씬 밀드는 것이라고 정부나 회사가 주장하고 있지만, 원전을 운전하기 위한 “최저의 기준이 주민의 안전 기준과 다르다” 그리고 통상시 가동하고 있을 때도 주민에게 피해가 생길 수 있는 것을 명백이 밝히는 획기적인 판결이었습니다.

3 勝訴判決の余波 (승소 판결의 여파)

киян郡の人口は15万人ですが、原発から半径10キロ以内に6万3千人もの人が住んでいます。コリ原発から半径30kmには350万人もの人口が住んでいるプサンやウルサンがあります。今、裁判は控訴中ですが、自分も訴訟に参加したいと原発から半径10km圏内の住民から300人あまりが集まりました。皆、甲状腺がんの患者です。手術を受けても申し出ない人が半分くらいはいると思いますので、それまで計算に入れると半径10km圏内の住民の100人に一人が甲状腺がんを患っていることになります。きれいな空気と澄んだ水が自慢のкиян郡で、まさに晴天の霹靂のような話です。韓国では政府が癌患者を管理していますが、政府と地方政府はこの事について目を瞑っています。

기장군의 인구는 15만 명이지만, 원전에서 반경 10km 이내에는 6만3천 명의 사람이 살고 있습니다. 고리 원전에서 반경 30 km 이내에는 350만 명이나 되는 사람이 살고 있는 부산시와 울산시가 있습니다. 지금 재판은 항소 중이지만, 원전에서 반경 10km 권내 주민 300 여명이 소송에 참여하기를 원하다고 하여 모였습니다. 모두 갑상선암 황자입니다. 수술을 하고서도 신고하지 않은 사람을 절반으로 계산하면 반경 10 km 권내 주민 100 명당 1명이 갑상선암을 앓는 셈입니다. 공기 좋고 물 맑은 기장군에서 정말이지 청천벽력 같은 이야기입니다. 한국에서는 정부가 암 황자를 관리하고 있습니다만, 정부와 지방정부는 이것에 대해 눈을 감고 있습니다.

4 原発の現在と未来(원전의 현재와 미래)

(1)いま韓国では原発をさらに増やそうとしています。韓国の原発はどこよりも安全に管理されている、原子力ほど安い電気はないと住民を説得しています。福島事故の教訓も日本だけの不幸な出来事としてとらえています。

지금 한국은 원전을 더 늘리려고 합니다. 한국에서 원전은 다른 어느 곳보다 안전하게 관리하고 있다, 그리고 원자력만큼 값싼 전기는 없다고 주민들을 설득하고

있습니다. 후쿠시마 사고 교훈도 일본에만 일어난 불행한 일로 파악하고 있습니다.

(2)しかし、福島原発事故はたまたま起こったアクシデントではありません。私たちはその事故から多くを学ばなければなりません。安全を確保しなければ私たちに未来はありません。киян郡と玄海原発とは200kmほどしか離れていません。放射能に国境はないのです。私の家族は、福島のような事故が玄海原発に起こってもкиян郡を離れるわけにはいきません。生活のすべてがそこにがあるので、そこに住むしかないので。

그러나 후쿠시마 원전사고는 우연히 일어난 사고가 아닙니다. 우리들은 이 사고에서 많은 것을 배워야 합니다. 안전을 확보하지 않으면 우리의 미래는 없습니다. 기장군과 젠가이(玄海) 원전은 불과 200 km 밖에 떨어지지 않습니다. 방사능에는 국경이 없습니다. 우리 가족은 후쿠시마 같은 사고가 젠가이 원전에서 일어난다고 하더라도 기장군을 떠날 수 없습니다. 삶의 터전이 다 거기에 있기에 거기서 살아갈 수 밖에 없습니다.

5 私の願い (나의 소원)

(1)最後になりましたが、私たちは共に生きなければなりません。今日も生きて、明日も生きていくのです。韓国で「キュンド訴訟」と言われるこの訴訟は「正しく生きて、健やかに暮らしたい」という住民たちの大切な願いが込められています。私がこの裁判を続ける理由はたった一つ。私は子供たちに恥ずかしくない父親でありたいのです。私の世代が過ちを起こして、未来の世代に負担をかける、卑怯な人間にはなりたくありません。

마지막으로, 우리는 함께 살아나가야 합니다. 오늘도 살고 미래도 살아가야 합니다. 한국에서 ‘균도 소송’이라고 불리는 이 소송은 “바른 길을 가고 건강하게 살고 싶다”라는 주민들의 소중한 소원을 담고 있는 소송입니다. 제가 이 재판을 계속하는 이유는 단 하나. 저는 우리 아이들에게 부끄럽지 않은 아빠가 되고 싶다는 것입니다. 우리 세대의 잘못 때문에 미래에 부담을 주는 그런 비겁한 사람이 되기는 싫습니다.

(2)私にとって、この原発なくそう九州玄海訴訟は、日本の「キュンド訴訟」なのです。日本の皆さん、韓国と日本の国境を越えて、正しい道をともに歩みましょう。韓国と日本の、そして世界の未来の世代のために。

저에게 있어 이 ‘원전을 없애자, 규슈 젠가이 소송’은 일본판 ‘균도 소송’입니다. 일본의 여러분, 한국과 일본의 국경을 넘어서 바른 길을 함께 걸어갑시다. 한국과 일본의, 그리고 세계의 미래 세대를 위하여.



PHOTO REPORT



高橋謙一弁護士が福島第一原発の視察報告をしました



写真中央イ・ジンソプさんと息子のキュンド君



裁判所までアピール・ウォーク

長谷川照の団長コラム

戦争と原発

21世紀に入って、国連安全保障体制(第2次世界大戦戦勝5大国の核抑止戦略)とG7(先進7カ国)の世界金融政策の破綻が明らかになり、戦争と原発による環境破壊、経済不況と貧困、文化の破壊と難民の増大など様々な不安と不満が全世界を覆っています。

昨年から今年にかけてシリアやイラクから欧州に押し寄せた難民は400万人と言われ、これまでの中東諸国の内戦で被害を受けた難民(国連の難民条約で認定)の総数は現在1440万人と急増しています。第70回国連総会でメインテーマの「イスラム国」の掃討と難民問題が討論されている最中にロシアはシリア介入を強化し、フランスはシリアに空爆をはじめました。国連5大国は難民の加害者であると些かも認識していません。この傲慢さは核抑止力によって世界の安全を担っているという「大国意識」を剥き出しにしたものです。

これまで行われてきた中東諸国の内戦の実態は、政府と反政府間の内戦に国連5大国が介入し、さらに内戦で疲弊するなかで生まれた「イスラム国」を掃討するためにアメリカ主導の多国籍軍の駐留と空爆が加わった戦争です。内戦どころか中東から北・中アフリカの諸国にまで展開された大戦争となっていました。前世紀の植民地を奪い合う大国間の戦争と異なり、文

化、宗教の異なる多くの国や民族が大国の支配から自立する、また大国から独立して新たな国を創設する必死の闘いなのです。

G7を超えるG20(20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議)ですら、中国の急速な景気減速に際して有効な金融政策を示すことが出来ませんでした。物を生産しない金融政策はマネーゲームに過ぎないことが露呈されました。世界的な大戦争と不景気は武器輸出と原発輸出を推進します。原発建設事業は、テロ対策などを考慮すると、もはや企業として成立しません。原発大国であったイギリスもフランスも原発建設を中国の関連企業や日本の三菱重工に投資を求めている現実です。

原発でつくられてきたプルトニウムの総量は、未発表の中国を除いて1670トン(2010年時点)に達しています。原発の増加は潜在的核兵器保有国の増加に直結します。国連総会の軍縮・安全保障委員会において日本が提出した核廃絶決議に、米英仏が去年から態度を一転させ棄権しました。原発の有無が、核保有国への道か非核国への道を進むかの分岐点であることが鮮明になりました。私たちは日本が非核国であることを明確にしましょう。

各地で原告の会が立ち上がり、多彩でユニークな取組みを行っています。原告を増やすためにさまざまな工夫をしています。みんなの地域での活動の参考にしてください。

原告拡大の取り組みは世直し！

朝倉地区原告の会 桑野恭彰



1.はじめに

朝倉地区では2013年6月に準備会、第1回のミーティングを7月11日に行いました。その時点での原告総数は40名、うち10名が集まりました。10名集まればなんとかなるかなということで、第2回3回と開いていきましたが、それから増えていません。結局、そこに来ていた人が現在の世話人です。廃棄物の問題や裁判の意義をテーマに、2回全員での学習会に取組みました。ニュースレターも2号まで出しました。

その後世話人会は毎月1回開いていますが、参加は6~7人です。それでも「とにかく月1回はやろう」ということでやっています。

2.取組みの結果

朝倉地区の人口は1市1町1村で、約87000人、世帯数は32000で、原告数は現在134人です。その中で、朝倉市は人口55000人、1万人を達成するための目標76人に対し、108人で達成率は158%です。東峰村は人口2300人、目標3人に対して、4人で達成率は126%。筑前町は人口29000人、目標40人に対し、ここが一番悪くて達成率で見ると50%を切っていましたが、この前の行動で

22人まで増え、現在は65%にまでなりました。

朝倉からは1時間半ぐらいかかりますが、月1回の福岡地区原告団の会議に毎回行っています。私は朝は強いですが、夜は弱い。それでも、福岡地区の会議に行っているのは、他の地域のすばらしい人たちの実践を朝倉地区に持って帰るためです。

3.拡大の取り組みについて

少ないけれども月1回集まって、とにかく「原告の拡大をやろう」ということを第一議題にあげてきました。「その成果なんだよ」というある原告の方は言っています。

また、特に女性の方で一度に10人ぐらい増やす方に、「どうやって増やしたの？」と聞くと、おもしろいことを言っていました。「まず『一生のお願い』という。それでダメなときは『私の最後のお願い』ということでだいたいこれで決まる」と(笑)。

会議で話してもなかなかうまく行かないときは、統一行動をしています。そのときには「行く日に直接行ったらいかん」ということで、自分の知り合い、ツテを利用して電話をして行

きます。そうして行くとおもしろいです。さっそく書く前に「ああ、5000円ですね」ということで、行った途端に玄関のところでお金を渡そうとされます。そんなふうにして増やしてきました。

こうした取り組みを通じて言えるのは「だれだれさんから聞いてました」「このまえもらってました」と言う人が多く、1回でダメでも何度も行くことが力になるということです。

そして、市民運動でつながること。脱原発・自然エネルギーを求める朝倉住民の会、九条の会、小水力発電をすすめる会で頑張っている人は、そこでの人間関係で増やせています。

4.最後に

私は現政権の自然破壊、人間破壊を許せません。一人一人が大切にされる当たり前の世の中をつくっていきたいと本気で思うのです。この運動、原告拡大の取り組みは世直しであり、国民ひいては国家の救済となると信じています。私たちもこれからまたみなさんと一緒にがんばっていきたいと思っています。小さな力ですけれども、今後ともよろしくお願ひします。

特集 全国の原発をめぐる裁判

全国各地で、原発建設・運転の差し止め、労働者の健康被害、原発事故の損害賠償請求など、さまざまな訴訟が取り組まれています。今回は主に九州で取り組まれている2つの訴訟についてご紹介します。

『原発労災梅田裁判』 いよいよ結審！

弁護士法人奔流 弁護士 池永修

弁護団の池永修です。今回は同じ原発の裁判でも原発の中で働く労働者の命の裁判、『原発労災梅田裁判』をご紹介いたします。福岡市在住の梅田隆亮さん（現在80才）は、1979（昭和54）年、島根原発と敦賀原発の定期検査業務に配管工として従事しました。原発の定期検査の際には一基あたり3000人～4000人の労働者が必要になるといわれており、当時、梅田さんのように定期検査のために全国から招き集められた日雇い労働者は原発ジプシーとも呼ばれていました。

梅田さんをはじめとする日雇い労働者のほとんどは、放射線被ばくに対する満足な知識も持ち合せないまま原子炉に入り、被ばく線量を測定するための計器類を他の労働者に預けたり、放射性物質を含んだ粉塵が舞うなかマスクを外して作業するなど、現在では考えられない劣悪な環境の中で放射線作業に従事していました。

梅田さんは、定期検査を終えた数日後から、突然の鼻出血や原因不明の吐気や目眩、全身の倦怠感等を覚え、複数の医療機関を転々としましたが原因は不明とされました。ようやく長崎大学病院に辿り着いた梅田さんの身体からは、本来人体に存在するはずのないコバルトやマン

ガン、セシウム等の放射性核種が検出されました。その後も梅田さんは、原爆ぶらぶら病ともいわれる被ばく者特有の全身倦怠感に苦しみ、配管工としての職も失い、そして、2000（平成12）年3月28日、心筋梗塞に倒れました。

意を決して労災を申請した梅田さんに対し、国は、梅田さんたち当時の労働者が強いられていた過酷な労働実態を無視して梅田さんの被ばく線量を8.6mSvと過小評価し、放射線被ばくと心筋梗塞発症との因果関係を否定しました。

2012（平成24）年2月17日、梅田さんは、国を相手取り、労災不支給決定の取消しを求める裁判を福岡地方裁判所に提訴しました（弁護団長 植島敏雅弁護士）。梅田裁判は、すでに口頭弁論15回を重ね、梅田さんと同じく過酷な被ばく労働に従事してきた元原発作業員や元放射線管理者など労働者の証人尋問、そして医学、疫学、自然科学や社会科学の専門家による意見書の提出や証人尋問を重ねてきました。

そして梅田裁判は2016（平成28）年1月8日の口頭弁論期日をもって結審する予定です。この日の最終弁論では、梅田さんご本人の意見陳述のほか、弁護団の弁護士から重要争点について最終

弁論を行う予定です。

『原発労災梅田裁判』

最終弁論期日

2016（平成28）年1月8日

13:15～14:00

福岡地方裁判所301号大法廷

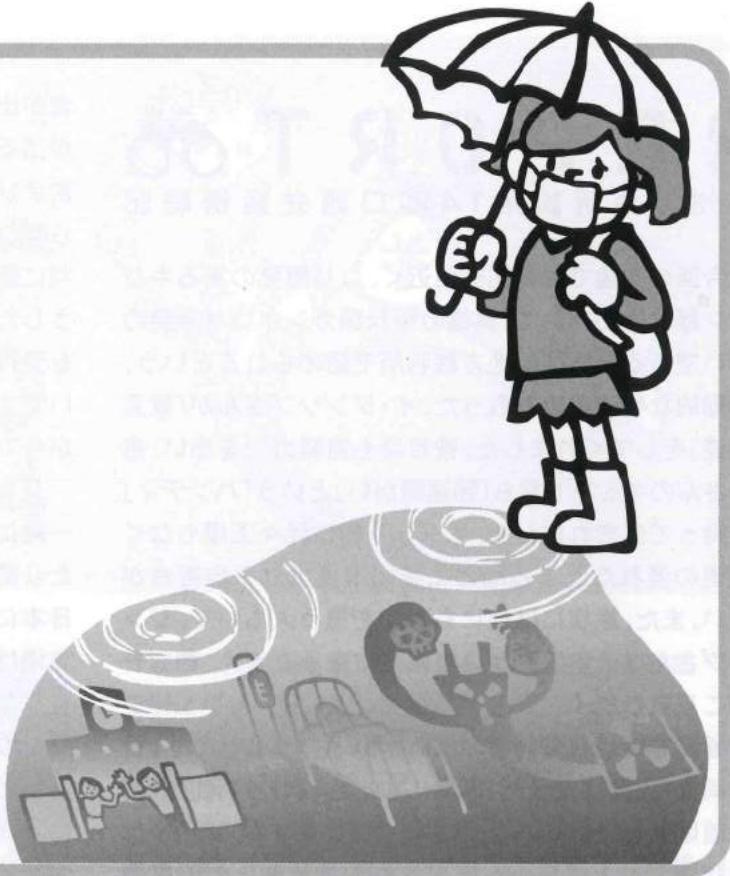
原発の経済合理性の論理は、延べ50万人以上に上る梅田さんのような原発労働者の命を使い捨てにすることによって成り立ってきました。原発労働者の命と健康が放射線被ばくによって侵されないよう徹底した放射線管理と防護処置、そして各労働者の被ばく線量を削減するための人員の確保が求められることになれば、原発の維持コストは青天井に跳ね上がり、到底、経済合理性など持ち得ないです。

『原発なくそう！九州玄海訴訟』の原告でもある梅田さんは、2014（平成26）年10月に行われた本人尋問の最後に、主治医から余命2年の宣告を受けたことに触れ、残された「2年間は死ぬまでは頑張りたい」と証言されました。

3年以上に及んだ梅田裁判。結審に臨む梅田さんの渾身の意見陳述を、皆様もぜひ福岡地裁301号大法廷の傍聴席から応援してください。

被害救済裁判 フクシマ原発

福岡第一法律事務所 弁護士 八木大和



2011年3月11日に発生した戦後最大の原発事故、福島第一原発事故によって、東北地方や関東圏から多くの方々が住み慣れた街を離れ、全国各地に避難されました。避難をされた方々の中には、いまもなお経済的な困難を抱え、精神的な苦痛が継続しています。しかし、原発事故に責任を負うべき東京電力や国は、いまだ、避難者の被害に対して真正面から向き合わず、救済が実現しているとはいえません。

そこで、2014年9月、九州に避難された31名の原告が、そして2015年3月にはさらに10名の原告が加わり、国と東京電力に対し損害の賠償を求めるための裁判を起こしました。この裁判の正式名称は「福島原発事故被害救済九州訴訟」ですが、略して「避難者訴訟」と言っています。同様の裁判は全国的に広がり、2015年7月現在、全国20の地方裁判所に23の訴訟が係属し、原告総数も1万人を超えました。避難者の被害救済を求める動きは、裁判の内外を通じ、大きなうねりとなり、全国的な連絡組織も立ち上がっている状況です。

しかし、ここで私たちが忘れてはならないのは、避難者の被害を救済するために全国でいくつも裁判を起こし、大きなうねりとして活動しなけれ

ば被害は救済されないという悲しい現状があることです。ご存じのとおり、国は原発の再稼働を強引に推し進め、「安全を保障したとはいえない」規制基準を次々にクリアさせています。2015年8月、10月には、鹿児島の川内原発が再稼働し、玄海原発も再稼働の動きが高まっています。

過去最大の原発被害を生んだ福島第一原発事故は何ら終わっていないばかりか、生業の喪失、家族の離散、故郷に戻れない苦しみなど、日々、被害は拡大しているのです。

福島第一原発事故の被害は戦争被害と同じだと言われることがあります。裁判を含めあらゆる形で福島第一原発事故の被害救済を実現し、私達も、国も、電力会社のみならず日本中のあらゆる企業も、あの凄惨な状況と被害を忘れない努力を続けなければ、日本という国は「人」を大切にしない、失敗を繰り返す国になってしまいます。

そのためには、全国の裁判で、ひとつひとつ勝ちの判決を積み重ねていかなければなりません。この裁判の原告が一人でも増え、闘っている原告をみなさんで支援してください。よろしくお願ひいたします。この裁判に関するお問い合わせは福岡第一法律事務所(電話:092-721-1211)まで。

REPORT

九州玄海訴訟 第14回口頭弁論傍聴記

今回の弁論では韓国釜山近く、コリ原発のあるキジャン郡に住んでいて、奥様の甲状腺ガンがコリ原発のせいであると韓国の方々から学び多くの人々が自分の病気は原発のせいだと裁判に訴えるようになると良いと思います。もちろんそうした裁判を起こして自分が放射能による健康被害を受けていると公にすると「差別」を受けることが多いです。ジンソプさんたちも最初はそうでした。それが今では韓国社会を動かす闘いになっています。

原発を管理しているのは韓水原という会社です。日本同様「原発は安全だ」環境に放出される放射能は「基準以下を守っている」と主張していますが、裁判所は、甲状腺ガンと原発から放出される放射能との因果関係を認めました。540名を超える甲状腺ガンの患者が訴訟の準備をしています。ジンソプさん家族で孤立しながら始めた闘いが多くの人々を闘いへの道に進めさせました。

日本でも福島近県を含めて多くの甲状腺ガンの患

者が始めています。これからもっとたくさんの患者が出るでしょう。玄海原発周辺では白血病の患者が通常より10倍も多いと聞きます。日本でも韓国の方々から学び多くの人々が自分の病気は原発のせいだと裁判に訴えるようになると良いと思います。もちろんそうした裁判を起こして自分が放射能による健康被害を受けていると公にすると「差別」を受けることが多いです。ジンソプさんたちも最初はそうでした。それが今では韓国社会を動かす闘いになっています。

ジンソプさんは裁判を起こす前から、キュンド君と一緒に韓国中を歩き「障がい者」が人権を保障され、当たり前に生きることを求める活動をやっていました。日本に比べて韓国ではもっと「障がい者」の置かれた立場は厳しいです。その中で闘ってきたからこそ、孤立しながらも闘い続け、勝利できたのだと思います。

この裁判は息子さんの名前をとって「キュンド裁判」といわれています。「キュンド」とは「正しい道を進むこと」の意味だと。意見陳述でジンソプさんは「九州玄海訴訟は日本の『キュンド裁判』だ」と言いました。そして、日本と韓国と世界の未来の世代のために国境を越えた闘いを一緒にと。その言葉に応えていけるように、九州玄海訴訟に関わる者として、これからもできることを精一杯やりたいと思いました。

[かすや原告の会 金信明(糟屋郡志免町)]

意見陳述者の紹介

**青柳行信さん 原発とめよう！九
電本店前広場村長、2011年4月20日
から福岡市中央区の九州電力本店前
で座り込みを続けている。**

**伊東達也さん いわき市民訴訟原告
団長、原発問題住民運動全国連絡セン
ター筆頭代表委員、浜通り医療生協理
事長。元福島県議。**

今後の 日程

第15回 裁判のご案内 12月18日(金)



佐賀地方裁判所にて14:00～ 佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会は佐賀県立美術館ホールで行います。

第16回 裁判のご案内 2016年3月18日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会はアバンセホール

原発なくそう！
原告1万人記念
フェスティバルのご案内

2016年2月6日(土)メイン企画12:30～

福岡国際会議場メインホール マルシェ、講演、ライブあり！

スタッフ大募集中！ご協力いただける方は事務局までご連絡ください。

発行元/「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2015年11月25日

事務局/佐賀中央法律事務所
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123

※転居された方は新しい住所・お電話番号をご連絡ください。